

## 「あっせん委員会」の運営状況（令和6年7月～9月）について

令和6年7月～9月のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

### 1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

#### (1) 新規申立件数

あっせんの申立件数は1件。

#### (2) あっせん手続件数

あっせんの手続件数は1件。

#### あっせん手続件数

(単位：件)

	令和6年7月～9月
前四半期係属件数 (A)	1
令和6年7月～9月 新規申立件数 (B)	1
令和6年7月～9月 終結件数(C=a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	0
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	0
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	1
令和6年9月末係属件数(=A+B-C)	1

### 2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

あっせん申立事案のうち、1件が終結（詳細は別紙のとおり）。

(別紙)

事案番号	令和6年度第2号
申立て概要	少額の株式を保有していた父が数年前に死亡し、申出人が相続人代表として株式の売却を依頼したが、他の信託銀行は簡易な手続で応じてくれたのに相手方は相続人全員の印鑑と印鑑証明を要求し、簡易な手続きに応じないことが不満。
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・父名義の株式等の相続手続につき、相続人代表としての申立人一人による簡易手続を実現できるよう解決策を求める。</li><li>・相手方の担当者から、病気の母(当時。現在は故人)が手続きできないのであれば保佐人を立てるよう促された。これは、経済合理性から不適切な要求行為であり、株式売却の経済的利益を阻害されたため、その経済的利益の回復を求める。</li></ul>
相手方信託銀行等の見解	<ul style="list-style-type: none"><li>・申立人によるあっせん申立てにつき、紛争解決手続を行わず不受理とすることを求める。</li><li>・申立人は、申立人の父名義の株式について相続人代表として、相続人全員の同意なく、単独での相続手続きを求めているが、相続財産中に株式があり、相続人が数人あるときは、遺産分割が行われるまで当該株式は法定相続分に応じて共同相続人の準共有(民法264条)となる。</li><li>・申立人は、当該株式は少数であるため、法定相続人を代表して単独での手続を求めているが、単元以上の株式には株主総会の議決権が付与されるなど発行会社の運営にかかる重要な権利が認められ、相続人代表による簡易的な相続手続は他の相続人の会社法上の権利が侵害されることなどから、当行では便宜的な取扱いを行っていない。</li><li>・また、申立人からは、株式の相続手続において必要書類を提出しておらず、本申立ては、「申立てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合」(苦情処理手続および紛争解決手続等に係る業務規程25条1項7号)に当たり、紛争解決手続を行わないとして申立てを不受理にすべきである。</li></ul>
あっせん手続の結果	<p>【あっせん不受理】 所要期間 1か月5日</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該申立ての内容は、「苦情処理手続および紛争解決手続等に係る業務規程」第25条第1項第7号の「申立てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合」に該当するため、当該申立ては不受理とした。</li></ul>